

社会保障改革案のコスト

(イギリス)

“開かれたる政府”の実験的な試みとして、社会保障関係の2人の担当閣僚であるエナルズ(Ennals)社会サービス相とオーム(Orme)社会保障相が100人以上のゲストを迎えて、社会保障支出の優先順位を論議する1日セミナーがロンドンで7月5日に行われた。両相は、あらかじめ、現在国民の間でもっとも一般的に流布されている諸改革案のコストについて試算した資料を用意していた。

ゲストには政治家、福祉権の専門家、圧力団体、教育関係者や消費者団体が含まれ、将来10年ないし15年の社会保障の方向について論議が進められた。オーム社会保障相は、「政府は皆さんのすべての御意見を傾聴するものであるが、個別の関係諸団体の要望が競合し、各自が全部おのれの主張が第1順位であると主張されることが最も頭の痛いことだ」とあいさつしている。

たとえば、障害者団体はこの10年以上にわたって総合的な障害者福祉制度を力説してきている。1970年以来、各種の給付が新設されているにも拘わらず、政府資料によると、すべての障害者に対し労災による障害者に対する給付と同様の給付を与えんとする制度を実施するためには年に約20億ポンド(現在価格)のコストを必要とすることが示されている。

片親家庭団体は、ファイナー(Finer)報告が3年前に勧告したような、特別な社会保障給付を望んでいる。もしファイナー案をミーンズ・テストなしで実施すればそのコストは5億ポンド、母子手当金に類似する給付を全部の片親家庭に支給すれば3億5千万ポンドの費用を要することになろう。

政府資料は、現在の社会保障総予算112億ポンド(国民総生産の約10パーセ

ント)でもってあまり経費をかけずに幾つかの有効な改革が可能であることを明らかにしている。失業給付の受給期間を1年から1年半に拡充するための年5,500万ポンドの費用は補足給付の節減分で相殺される。

政府資料に示された最近の数字によると、1977年2月現在で失業者の僅か45%が失業給付をうけていたにすぎなかったこと、1月現在における失業者の25%以上が1年以上失業していること、若年失業者では18か月以上が急増していること等の理由で、この提案は妥当である。

現行の補足給付制度では、失業者は他の労働年齢層に対しては受給期間2年をこえれば支給される高率の長期給付額をうける資格がない。失業者にもこの長期給付をうける資格を与えれば年に1700万ポンド、2年でなく、1年後に受給資格を得させれば3500万ポンドのコストを必要とする。

諸改革案の費用は、TUCの主張する「夫婦2人の年金を平均賃金の50%、単身者の年金を平均賃金の $\frac{1}{3}$ 」とし年金年齢の男女平等をうけいけた場合の費用に比べれば、とるに足りない。TUCの年金戦略目標は、今年11月に、夫婦2人で35ポンド、単身者23ポンド(政府案はそれぞれ28ポンド、17.50ポンド)を実現することである。その追加費用は20億ポンドとなるが、他の全給付についても類似の引上げを行うとすれば30億ポンドにも達しよう。

男女ともその年金年齢を同じく60歳とすれば年に20億ポンドの追加費用を要し、63歳とすれば年に6億8千万ポンドの追加費用を必要とする。

年金費用はすでに社会保障総予算の3分の2以上をしめており、退職年金の支出は世紀末には20%増が見込まれるから、TUCの年金改革案のどれにも高い優先性を与えられそうもない。

年金受給者に対する所得制限の廃止に要するコストは1億5千万ポンド、10億ポンドのクリスマス・ボーナス再導入のコストは1億ポンドとみこまれる。現行の高齢者加算(80歳以上の者に週25ペンス)を75歳に引下げても2千万ポンドの費用で、相対的に安くてすむ。

障害者に対する少部分の改革も比較的安くてすむ、この11月から発足する移

動手当 (mobility allowance) を週7ポンドから10ポンドに引上げるには年に2700万ポンドの追加費用を必要とする。無拋出の重症障害者年金 (全く労働不能の障害者に支給される) を国民保険の該当する年金の基本レベルに引上げるには2千万ポンドの追加費用を要する。

重症障害者介護手当 (近親者である障害者を世話するため、就業できない者に支給) を妻とその他の近親者にも範囲を広げるのに3500万ポンドの追加費用を要する。

家族所得維持制度は非常に経費がかかる。家族所得補足 (Family income supplement) — 児童を有する低賃金所得者に対して支給 — を廃止するコストは50億ポンドとなる。それは、週8.50ポンドの児童給付 (Child Benefit) の新設によるものである。

政府資料には、タックス・クレジット・システム、短期給付への課税についての費用推計、あるいは国民保険基金の巨額な余剰金を減らす処置などについて全くふれていない。これらの点にふれることは、建設的な意見の場であるセミナーを政党政略の争いにまきこむ懼れを配慮したからであろう。

The Times, June 30, 1977.

(田中 寿 国立国会図書館)

児童給付制度をめぐって

(イギリス)

英国では、1975年8月7日、児童給付法 (Child Benefit Bill) が制定された。これは1977年4月より、家族手当と児童扶養控除を統一して、すべての児童に児童給付を支給することを決めたものであった。その第1歩として、すでに片親家庭の第1子には週1.5ポンドの児童給付が支給されていた。

しかし、1976年5月、政府はこの新しい制度がインフレを克服するための政府の政策に過度の重圧を課すことを理由に、撤回したい旨を表明した。

Child Poverty Action Groupは、他の多くの組織の支持をうけて、児童給付制度の実施を要求するための国民運動に乗り出した。計画の変更は政府の側での約束の不履行とみなされてきた。政府の方向転換により誘発された怒りは、完全児童給付制度に対するたたかいに勝利を得るまで、くすぶり続けるようにみえた。

1976年9月23日、国務大臣はこの目的に向って一步をしるす妥協案を表明した。「児童給付制度は1977年4月から段階的に実施されるであろう。11歳未満の児童に対する扶養控除を廃止し、その代り免税の児童給付を母親に支給する。1978年には児童扶養控除の対象児童をさらに減らし、1979年にはそれを完全に廃止し、全児童に児童給付を支給することとする」。

Social Administration Digest, Journal of Social Policy, April. 1977.

(都村敦子 社会保障研究所)